

別表六（三）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条第11項（外国税額の控除）（外国法人が法第144条の2第7項（外国法人に係る外国税額の控除）において準用する場合を含みます。）の規定又は法第69条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当該法人の調整国外所得金額2」の欄は、「当該法人の控除余裕額1」の欄の金額に係る事業年度の別表六(二)「16」、別表六(二)付表五「30」若しくは別表六の二「10」の金額又は同欄の金額に係る連結事業年度の令和5年改正前の別表六の二(二)付表「11」の金額を記載します。
- 3 「当該法人の控除対象外国法人税額7」の欄は、「当該法人の控除限度超過額6」の欄の金額に係る事業年度の別表六(二の二)「21」の金額を記載します。